

公益社団法人沖縄県地域振興協会 役員の報酬等及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 協会の役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬、期末手当を支給する。
- (2) 非常勤役員のうち、監事には報酬を支給するが、理事には支給しない。

(報酬の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 沖縄県の職員の身分を有する者を常勤役員に充てる場合の報酬の額は、会長が別に定める算定方法により算出した額とする。
 - (2) 前号以外の者を常勤役員に充てる場合の報酬は、別表1に定める額とする。
- 2 監事に支給される報酬の額は、理事会等への出席1回につき、別表2に定める額とする。

(期末手当の算定方法)

第4条 常勤役員に対する期末手当の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 沖縄県の職員の身分を有する者を常勤役員に充てる場合の期末手当の額は、第3条第1項第1号で決定した報酬の額に沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の支給率を乗じた額とする。
- (2) 前号以外の者を常勤役員に充てる場合の期末手当の額は、別表3に定める算式により算出された額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日及び支給方法は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の例による。

- 2 監事に対する報酬は、理事会等に出席した都度、本人へ直接支給又は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には通勤手当を支給する。通勤手当の支給方法等については、沖縄県職員の給与に関する条例の例による。

(旅費)

第7条 役員が、協会の用務（理事会への出席を含む）で旅行する場合は、旅費を支給する。旅費の支給方法等については、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の例による。

(公表)

第8条 協会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月19日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	報酬の額
専務理事	390,000円

別表 2（第 3 条関係）

役職名	報酬の額
監 事	1 回につき 9,300円

別表 3（第 4 条関係）

期末手当の支給月	期末手当の額
6 月	期末手当基礎額（報酬の月額＋報酬の月額×加算割合（20%））×支給割合（0.65）
12月	期末手当基礎額（報酬の月額＋報酬の月額×加算割合（20%））×支給割合（0.70）